

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立青垣農村滞在施設 棉ばたけ】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	施設の設置目的である、都市生活者等に農業及び農村体験の場を提供することにより地域の交流を促すためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②公平性及び公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	施設が所在する地域の事業者が管理することにより有効な施設活用と効果的な地域との交流事業等の実施が見込まれると考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	地域の事業者が管理することで柔軟な管理を行うことができる。また、当施設においては、現在、指定管理料の支払いを行っておらず、入居者からの利用料金による運営が実施されている。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

○: 判定の視点について、基準を満たしている。

△: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。

×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。